

に、葛巻昌興自記に、元祿四年三月廿八日、長谷川内匠事不覺悟にて勝手仕損じ、奉公難相勤に依て、知行被召上在郷被仰付、三十人扶持被下之。せがれ主計・逸角儀は、御近習被差除、前髪執り、主計は組外へ被加、逸角は最前之通り新番へ被指加。此の儀昨日支配方申渡之。と見ゆ、松雲公年譜に、寶永四年五月廿三日長谷川内匠久々配所に罷在候儀、御免被仰付、舊領千石如元賜之。とありて、元祿四年より寶永四年まで、凡十七ヶ年越中大浦に在郷す。大浦は新川郡の村落にて、滑川の近郷なり。おもふに、是よりさき藩士佐々主殿も采地千石賜はり居たる處、不經濟にて借財二百貫目に及び、勤仕も成り兼ねるに依つて、延寶六年九月村井藤十郎へ預けられ、父子共に自盡を命ぜられたり。右長谷川内匠も家祿千石にて、不經濟を極めたれど、在郷を命ぜられたる後、元の如く舊領を賜はり召返されけるなり。

○妖物屋敷傳話

此の屋敷は、即ち長谷川内匠の舊邸にて、縁切宮の向ひ、竹田市三郎居邸の隣地也。此の邸地をば、昔より妖物屋敷と

呼びて明地となし、惡地といひ傳ふる處、文政年中藩士松本氏此の地を望みて拜領し、初めて家作し、未だ落成せざる内、留守居に下男を置きけるに、毎夜妖怪出で、種々奇怪の事ありとて、下男甚だ恐怖しけり。松本氏其の由を聞き、臆病なりと自身往きて止宿するに、勇氣に恐れけん何の異變もなく、遂に家作落成し、家内引移り、無恙居住せり。廢藩後家屋を毀ち、今は町家數戸とせり。

○竹田市三郎邸跡

長町五番丁也。延寶の金澤圖に、前口二十九間四尺五寸・奥行東側三十間二尺・西側三十間とあり。元祖市三郎忠種は、實は村井兵部家人大場采女と云ふ者の子也。横山山城守の家人竹田金右衛門と云ふ者の養子と成る處、容顏美麗なるに依りて、利常卿の兒小姓に召出され、追々加恩ありて家祿三千五百三十石に至り、邸地を爰に賜ひ、子孫世々居住せしかど、明治廢藩置縣の際、家屋を毀ち地所を賣却して退去せり。

○竹田市三郎忠種傳話

國事昌披問答に云ふ。市三郎忠種、寛永五年利常卿子小姓に

被召出。養父は竹田金右衛門と云ふ横山山城守の家人にて、實父は大場采女といふ村井兵部の家人也。と見ゆ。又武家耳底記には、市三郎養父竹田金右衛門は、越後浪人なる處、佐久間甚八郎の紹介に依りて、足輕頭山田八右衛門の家人と成り、二百石給與せられしが、八右衛門金澤を退去せし比、横山大膳へ置土産になし、大膳の家人と成り、三百石を給與せられしかど、實子なく、大場の庶子を養ふ。是市三郎也。器量能きに付、利常卿兒小姓に召出され、甚だ出頭して取立てられしといへり。竹田金右衛門が事は、田町横山氏下邸の條に詳記す。今枝直方自記に云ふ。家殿の曰く、竹田市三郎といふは、兒小姓の時微妙院殿御寵愛他に超えたり。竹田は横山山城守長知家禮の子なり。御逝去の刻は、一筋に氣味よく御供仕りたり。常はこらへがたき事をも、若き者には似合はざるこらへ手など、とり／＼に申せしが、常に是のみ心掛けしと聞えしが、またきよう成るものにて有りし。命を捨つるにも、常のきように内々の心懸がつどひて、快く御供もしたると見えしといひ、又前田直忠曰く、市三郎は常々鷹野に出づるにも、ゆかたと

脇指との新しきを奇麗にして、挾箱へ入れ持たせしといへり。又菊池直辰の曰く、竹田市三郎兒小姓に出でし頃、或乗燭の前後御前に伺公の節、次の間よりどろ／＼として来る。于時兒小姓ども騒ぎける刻、市三郎は小脇指をさして居けるが、御次より大なる白き物来るを抱きて、脇指を抜き、かの白きものにさしあてながら、燭の出づるを待ちたるに、燭を以て見れば、白犬の大なるにてぞ有りし。少人にはおとなしき行跡と、何れも感ぜしと云々。といへり。藤田内藏允安勝筆記に云ふ。竹田市三郎古市左近は、被仰付御用品極候事は無之、御鷹方又御馬等之儀杯を相勤申体候。又云ふ。初稻之時分は、市三郎左近杯鷹野に罷出で、則ち稻を切候て罷歸り、御前に持出で、どの邊へ鷹野に罷出取參候由申上げ入御覽候處、御手に御取被成、實入之体を御覽被遊、善惡之様子何角御意被成候。といふ事などを記載せり。さて三壺記に云ふ。萬治元年九月上旬利常卿江戸を御立ち、小松へ爲入給ひける處、十月十二日の夜、頃に逝去し給ひけり。竹田市三郎古市左近兩人は江戸に御殘し置き、綱紀卿御機嫌の躰を官上候様にと、被